

京都大学大学院農学研究科と北里大学大学院感染制御科学府
との間における教育研究活動の交流に関する覚書

京都大学大学院農学研究科と北里大学大学院感染制御科学府（以下「研究科・学府」という。）は、「京都大学と北里大学との間における教育研究活動の交流に関する協定書」に基づく実施に関する細部をこの覚書により定める。

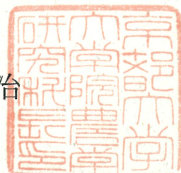
1. 両大学大学院の教育研究活動の交流は、研究科・学府の間で実施するものとし、対象学生は当該研究科・学府に所属する大学院学生に限るものとする。
2. 研究科・学府において、大学院修了に必要な研究指導の一部を相手方大学大学院で受けることが教育上有益な場合に限り、当該学生が当該研究指導を受けることを許可するものとする。
3. 受入れ大学院生が研究指導を受ける期間は、1年以内とする。ただし、特段の事情があれば更新することができる。
4. 研究科・学府は、受入れ大学院生の教育上必要な施設・設備の利用について、可能な限り便宜を供与するものとする。
5. 研究科・学府は、受入れ大学院生が研究指導を受ける場合の災害事故への対応として、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険への加入を義務付けるものとする。
6. 研究活動において当該学生が被ったいかなる損害についても、受入れ研究科・学府は一切の責任を負わない。ただし、受入れ研究科・学府の故意又は重大な過失に起因する場合はこの限りではない。
7. この覚書の有効期間は2019年4月1日から5年間とする。ただし、研究科・学府のいずれかから、文書により継続しない旨の申入れがない限り、本覚書の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。
8. この覚書に定めのない事項又はこの覚書の実施にあたり疑義が生じたときは、研究科・学府で協議のうえこれを定めるものとする。
9. この覚書は2通作成し、両者が1通ずつを保有するものとする。

2019年 / 月 4日

2019年 / 月 7日

京都大学大学院

農学研究科長 縄田 栄治



北里大学大学院

感染制御科学府長 森川 裕子

